

戸籍証明、住民票の写し等の証明書交付請求の際には、窓口に来られた方の「本人確認書類」が必要になります

なりすましによる戸籍や住民票の写しの不正請求を防止し、個人情報を保護するために、戸籍法及び住民基本台帳法が改正されました。

この法改正により、**平成20年5月1日から**戸籍証明や住民票の写し等を取りに来られる方に対して、本人確認を行っています。

証明書交付請求時に提示していただく「本人確認書類」については下記のとおりです。

なお、**代理の方(※)**が窓口に取りに来られる場合は、**請求者本人の委任状が必要**となります。

1つでよいもの (官公署が発行した顔写真付きの身分証明書)	
運転免許証、パスポート、写真付き住基カード、写真付き資格証明書等	
2ついるもの (㊦から2枚、もしくは㊦と㊧で2枚)	
㊦	㊧
健康保険証、介護保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証、住基カード(写真なし)、年金証書等(手帳)、交付請求書に押印した印鑑の印鑑証明書	学生証、写真付き法人の身分証、税金・公共料金の領収書等

代理の方(※)とは、戸籍証明を請求の際は、**本人と同一戸籍、直系尊属・卑属以外の人**
住民票の写しの請求の際は、**本人と同一世帯以外の人**(同じ住所地番でも世帯が別なら委任状が必要です)

◎ 交付請求書、委任状は、魚津市のホームページから取り出すことができます。

◎ 本人確認書類をお持ちでない方は、市民課市民係までお問い合わせください。

魚津市役所市民課市民係 TEL:0765(23)1003